

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 8 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 4 日 午前 9 時 50 分 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。
入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承下さい。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,244,000 2,595,200	一括	648,800	13,355	0
1	2,952,000				
2	246,000				
3	46,000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 6 5 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 5. 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 7 1 5 番 4 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 3 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 7 1 6 番 4 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 4. 2 9 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月30日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。同人所有の売却対象外建物（家屋番号1657番5）が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2, 3】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 6 5 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 5. 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 7 1 5 番 4 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 3 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 所 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 番 | 1 7 1 6 番 4 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 4. 2 9 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |



令和8年(ヌ)第3号
令和8年4月6日受理
令和8年5月8日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 橋 口 賢 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 6 5 7 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 7 5. 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 7 1 5 番 4 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2.3 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 7 1 6 番 4 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 4. 2 9 平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	(住居表示未実施)	
土 地	物件 1 ～ 3	
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1 ～ 3) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐	
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (債務者 A の義姉の姉 B) ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☒ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	小城市三日月町樋口字五条1657番地5
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 1657番5
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	☒ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 (概略)	1階 91.49㎡ 2階 67.84㎡ (合計 159.33㎡)
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (債務者Aの義姉の姉B) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成7年2月16日 ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (債務者Aの亡兄) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	附属の構築物等として、スチール製物置が2個ある (写真2) が、1個は大破している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者A	1 物件1～3土地と、その土地上の目的外建物は、元は私の亡兄の所有で、目的外建物には亡兄が居住していましたが、平成30年に兄が亡くなってから、きょうだいの内、佐賀市内に住んでいる者が引き継いで管理した方が良いということになり、いずれも私が所有名義人になりました。 ただ、私としては、最終的に目的外建物に居住することになった人に所有権を移転するつもりでしたので、亡兄の妻（義姉）に対して、令和元年から4年にかけて、4回に分けて、目的外建物の持分4分の1ずつを贈与し、令和4年には目的外建物の全所有権が亡兄の妻（義姉）に移転しました。その後、令和6年4月に同人が亡くなったため、相続により、現在は、目的外建物の所有権は同人の姉であるBに移っています。 物件1～3土地の所有権も、同様に移すつもりでしたが、その前の段階で、今回の競売が申し立てられています。 2 このような経緯で、目的外建物は、令和元年頃から空家状態ですが、私が週に1回程度郵便物を取りに来たりするなどして管理しています。 本件物件1～3土地を第三者に貸す等はしていません。 3 私自身は、目的外建物には実際に居住したことはありませんので、物件1～3土地の詳細や、目的外建物の増改築等の詳細は分かりませんが、目的外建物について増改築はされていないと思います。 4 物件2、3土地については、私は、そのような土地があることを知りませんでしたが、亡兄が、建物を建てる際に、周囲の農地の一部を譲ってもらったといっていましたので、その土地だと思います。 5 下水は来っていますが、接続しておらず、トイレは汲み取りです。浴室も壊れていますが、最終的に住むことになった人が修理することとして、そのままになっています。 6 目的外建物が物件1～3土地を使用するについて、土地利用について賃貸借契約等を結んではいませんし、地代等のお金のやりとりもありません。
■小城市農業委員会 担当者	物件2、3土地については、昭和61年2月28日付けで、債務者の亡兄に対し、農地法5条の転用許可がされていますので、非農地という扱いです。
■佐賀西部広域水道企業 団 担当者	上水道管は、南側の公衆用道路から、物件1土地東側に配管されています。

執行官の意見

■物件1～3土地の状況等

【形状、利用状況等】

物件1土地は、物件2、3土地と一体として、目的外建物の敷地等として利用されている。

形状は、概ね公図（図面1）及び建物図面（図面2）と同様と思料するが、物件2、3土地について、境界を示すものは見当たらなかった（写真2、3）ことから、目視上は、物件2、3土地の形状を確認することはできない。

【隣接地】

物件1～3土地は南側を公衆用道路（地番1501番10（地目 公衆用道路、地積 726㎡、所有者 三日月南部土地改良区）に接し、その余を私有地に接している。

「おぎまっぷ」により確認したところ、南側で接する道路は、市道ではないようである。

なお、西側から北西側にかけて接する私有地（地番 1715番1（地目 宅地、地積 3201.00㎡）、地番 1716番1（地目 宅地、地積 1137.00㎡）は、合わせて3300㎡を超える広大な土地であるが、いずれも大手飲料メーカーの所有する土地であり、物流の管理等を行っていると思われる会社の事務所等が置かれているようである。

【境界】

物件1～3土地の境界付近には、フェンスやブロックがある（写真2～6）。

【隣接地】

「おぎまっぷ」によれば、都市計画区域内（無指定）に含まれている。

【その他】

目的外建物の物件1～3土地の敷地利用権は、使用貸借相当と思料する。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月13日(金) 12:50 - 13:00	佐賀地方法務局	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
8年3月25日(水) 11:00 - 11:15	物件所在地	本件建物概観調査、写真撮影
8年3月27日(金) 16:30 - 16:40	執行官室	債務者に対し、調査立会依頼書送付
8年4月7日(火) 9:05 - 9:15	執行官室	「おぎまっぷ」による調査 (都市計画、道路、下水道)
8年4月7日(火) 10:00 - 11:10	物件所在地	本件土地調査、写真撮影 債務者と面談 (評価人同行)
8年4月14日(火) 16:00 - 16:10	執行官室	農地照会 (4月28日回答)
8年4月30日(木) 11:40 - 11:50	佐賀西部広域水道企業団 (佐賀市久保田町徳万)	上水道に関する調査
—		
—		
—		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 建物内に立ち入った。 を立ち会わせ、技術者に解錠させて

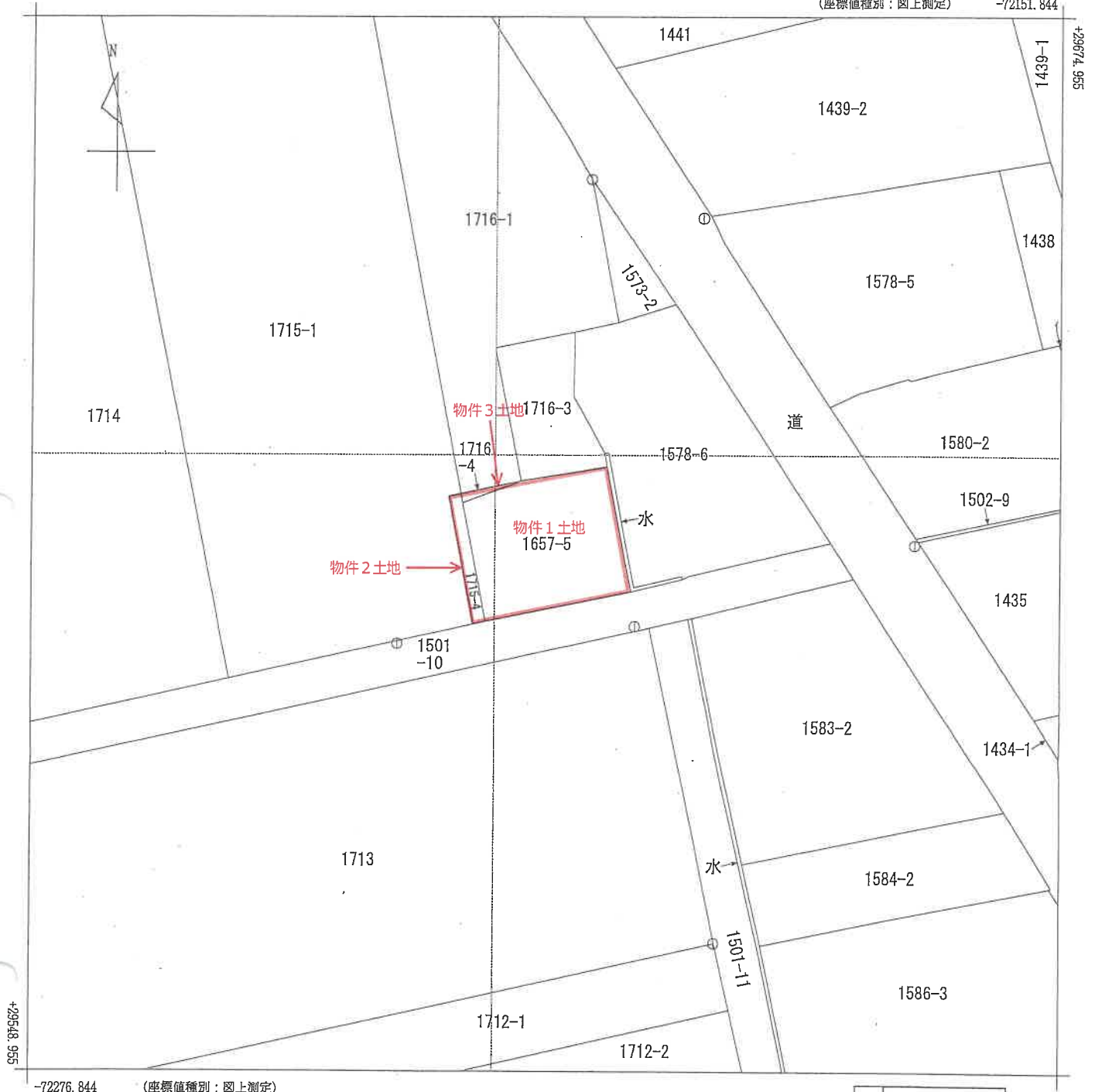
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日
武雄支部てん補日に臨場

1580-3

(座標値種別：図上測定)

-72151.844



地番区域見出

三日月町樋口

請求部	所在	小城市三日月町樋口字五条				地番	1657番5			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

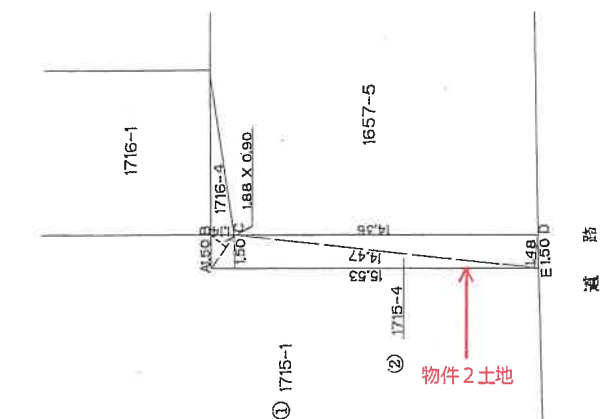
A3判をA4判に縮小

平昭60年12月18日登記

175-17	番地	1715~4
--------	----	--------

地積測量圖

土地の所在 小城市三日月町
小城市三日月町大字樋口字五条



② 1715-4

15.53 X 1.50	=	23.2950
14.47 X 1.48	=	21.4156
1.88 X 0.90	=	1.6920
計	=	46.4026
1/2	=	23.2013
地價	=	23.20 m ²

① 3.2013=5180
3201
ロケットカド

列点 A, B, D, E 方ズ

申請人

縮尺 $1/250$

(昭和60年12月17日作製)

（佐賀県土地家屋調査士会用紙）



請求番号: 17-4 (2/2)

図面 2-1

A3判をA4判に縮小

30016540

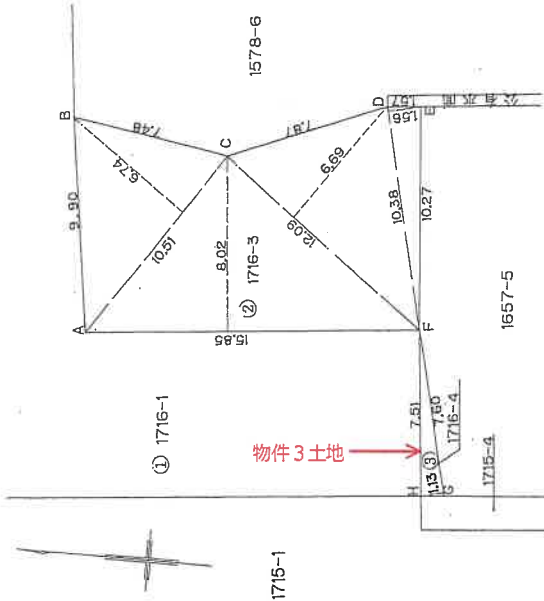
平 昭 60 年 12 月 18 日 登記

地 積 測 量 図

1716-1 → 1716-1

地 番 1716-3・1716-4

土地の所在 小城市三日月町
小城市三日月町大字樋口字五条



② 1716-3
10.51 X 6.74 = 70.8374
15.85 X 8.02 = 127.1170
12.09 X 5.69 = 80.8821
10.38 X 1.56 = 16.1928
計 - 295.0293
1/2 = 147.51465
地積 - 147.51 ㎡

③ 1716-4
7.60 X 1.13 X 1/2 = 4.2940
地積 = 4.29 ㎡

④ 1716-1
1289 ㎡ - (147.51465 + 4.2940) = 1137.19135 ㎡

測量点 A、E、H 点 プラスサイン付 G 点 プラス付

作製者

土地家屋調査士

年 12 月 17 日 (作製)

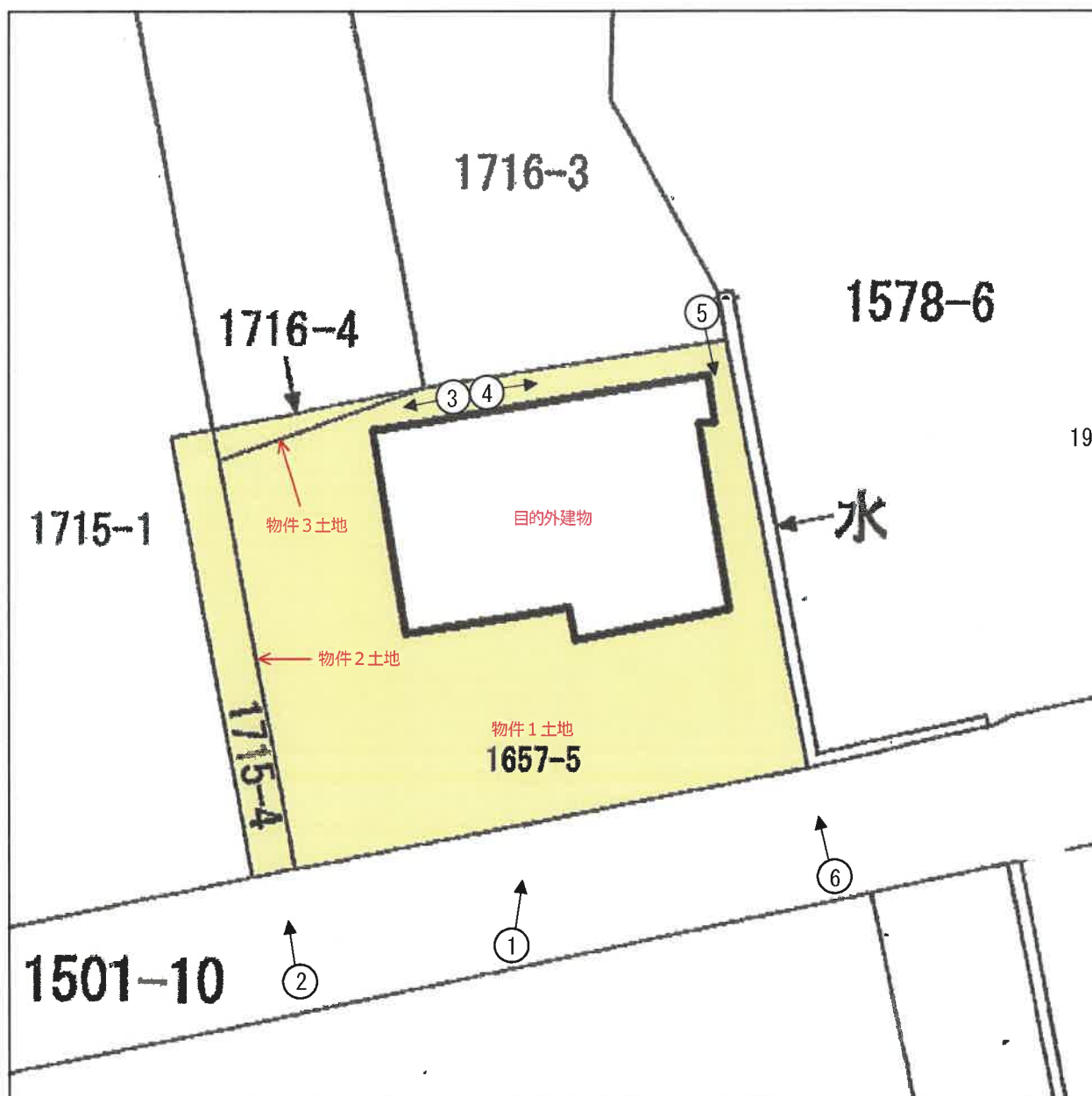
申請人

縮尺 1/250

(佐賀県土地家屋調査士会用紙)

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図
(兼写真撮影位置方向図)



※本図は、建物等の概略位置等を示したものである。

↑ 写真撮影位置方向

(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



令和8年（ヌ）第3号

電 話 聴 取 書

通話年月日 令和8年7月24日（金）午後1時55分

相 手 方 目的外建物所有者Bの夫

聴 取 者 佐賀地方裁判所執行官 橋 口 賢 二

（相手方）

本件目的外建物については、Bの妹が資金援助をしていたこともあり、債務者Aから目的外建物の所有権を贈与され、その後、Bの妹が亡くなったことにより、現状ではBが所有権を有する形になっています。

このような経緯から、債務者Aとの間で、賃貸借契約等は結んでいませんし、地代のやりとり等ありません。

（聴取者）

法律的に整理すると、現状では、目的外建物の敷地利用権原としては、債務者Aの了解を得て無償で土地を使用しており、賃貸借契約は結んでいないということですか。

（相手方）

そのようになります。

令和 8 年 (又) 第 3 号
令和 8 年 4 月 7 日 現地調査
令和 8 年 4 月 17 日 評 価

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 後 藤 修

(競売260401)

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,244,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,952,000 円
物件2 (土地)	金 246,000 円
物件3 (土地)	金 46,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1乃至物件3の価格は、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	次頁物件目録記載のとおり	
2	所 地 地 地 在 番 目 積	次頁物件目録記載のとおり	宅地
3	所 地 地 地 在 番 目 積	次頁物件目録記載のとおり	宅地
特 記 事 項			
1	目的外建物の敷地として利用されている。		
2	目的外建物の敷地として利用されている。		
3	目的外建物の敷地として利用されている。		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 6 5 7 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 7 5 . 6 9 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 7 1 5 番 4 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2 3 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 小城市三日月町樋口字五条 |
| | 地 | 番 | 1 7 1 6 番 4 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 4 . 2 9 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至物件3）

位 置 ・ 交 通	J R長崎本線「久保田」駅の北方・道路距離約1500m 最寄バス停「五条」の南方・道路距離約280m (徒歩約4分)	
付 近 の 状 況	対象不動産の周辺利用状況は、幹線道路背後地は住宅も見られるが農地利用がほとんどで、幹線道路に接面する土地は流通業務用地が多い混在地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途無指定 60% 200% なし —
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 奥 行 地 勢 その他	302.98㎡ 概ね整形地 約19.6m 約15.5m 概ね平坦地 なし
接面道路の状況	南側が幅員約3.4mの舗装農道（注1）に等高接面している。 （注1）上記農道は建築基準法第42条第2項道路である。	
土地の利用状況等	土地利用の状況は「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の敷地内に引き込みがなされていることをいう。「なし」とは、対象物件の敷地内に引き込みがなされていない場合をいう。「不明」とは、対象物件の敷地内への引き込みがなされているか否か、又は本件敷地内への引き込みが確認できないものの、現実に供給処理施設を利用している場合等で、将来的に当該施設を利用できるかどうか不明な場合をいう。
特 記 事 項	・水質汚濁防止法による特定施設等により土壌が汚染された状態にはない。 (佐賀中部保健福祉事務所環境保全課) ・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 ・目的外建物については「現況調査報告書」記載のとおり。 ・物件2及び物件3は、登記記録は田であるが、農地法の転用許可済みであり、現況利用等から宅地と査定した。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地（物件1乃至物件3）の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	23,000	×1.00	×275.69	×1.00	= 6,341,000
2	23,000	×1.00	×23	×1.00	= 529,000
3	23,000	×1.00	×4.29	×1.00	= 99,000
				小計	= 6,969,000

総額（円）については、千円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。

地価調査 小城（県）－5

（公示価格等） （時点修正） （標準化補正） （地域格差） （規準価格）

26,200 円/㎡ × 103.0/100 × 100/101 × 100/116 = 23,000 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+1

◇地域格差：地価調査の所在地は、対象地に比して、道路条件で優れ+5、接近条件は同じ、環境条件で優れ+10、行政的条件は同じ。

（街路条件） （接近条件） （環境条件） （行政的条件） （地域格差）

1.05 × 1.00 × 1.10 × 1.00 = 1.16

イ 個別格差：方位 +3

セットバックの必要性 -3

1.03 × 0.97 ÷ 1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：なし。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	6,341,000	×0.05	使用借権	= 317,000
2	529,000	×0.05	使用借権	= 26,000
3	99,000	×0.05	使用借権	= 5,000

イ 土地利用権等割合：目的外建物の土地利用権等を使用借権と査定し、
土地利用権等割合を5%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円)
1	(6,341,000)	－317,000)		×0.7	×0.7	= 2,952,000
2	(529,000)	－26,000)		×0.7	×0.7	= 246,000
3	(99,000)	－5,000)		×0.7	×0.7	= 46,000
						合計 3,244,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を
充分考慮した結果、目的外建物の敷地であること等から市場性が劣るものと
判断されるので所要の修正をした。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価調査地

地価公示地 小城（県）－5
所 在：佐賀県小城市牛津町乙柳字立籠二角657番8
価 格：26,200円/㎡（対前年変動率：3.6%）
位 置：JR長崎本線「牛津」駅の北東方道路距離約1.9kmに位置する。
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：222㎡
供給処理施設：上水道、下水道
接 面 街 路：西側幅員6.0m道路
用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、用途無指定
建蔽率60%、容積率200%
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い国道背後の住宅地域

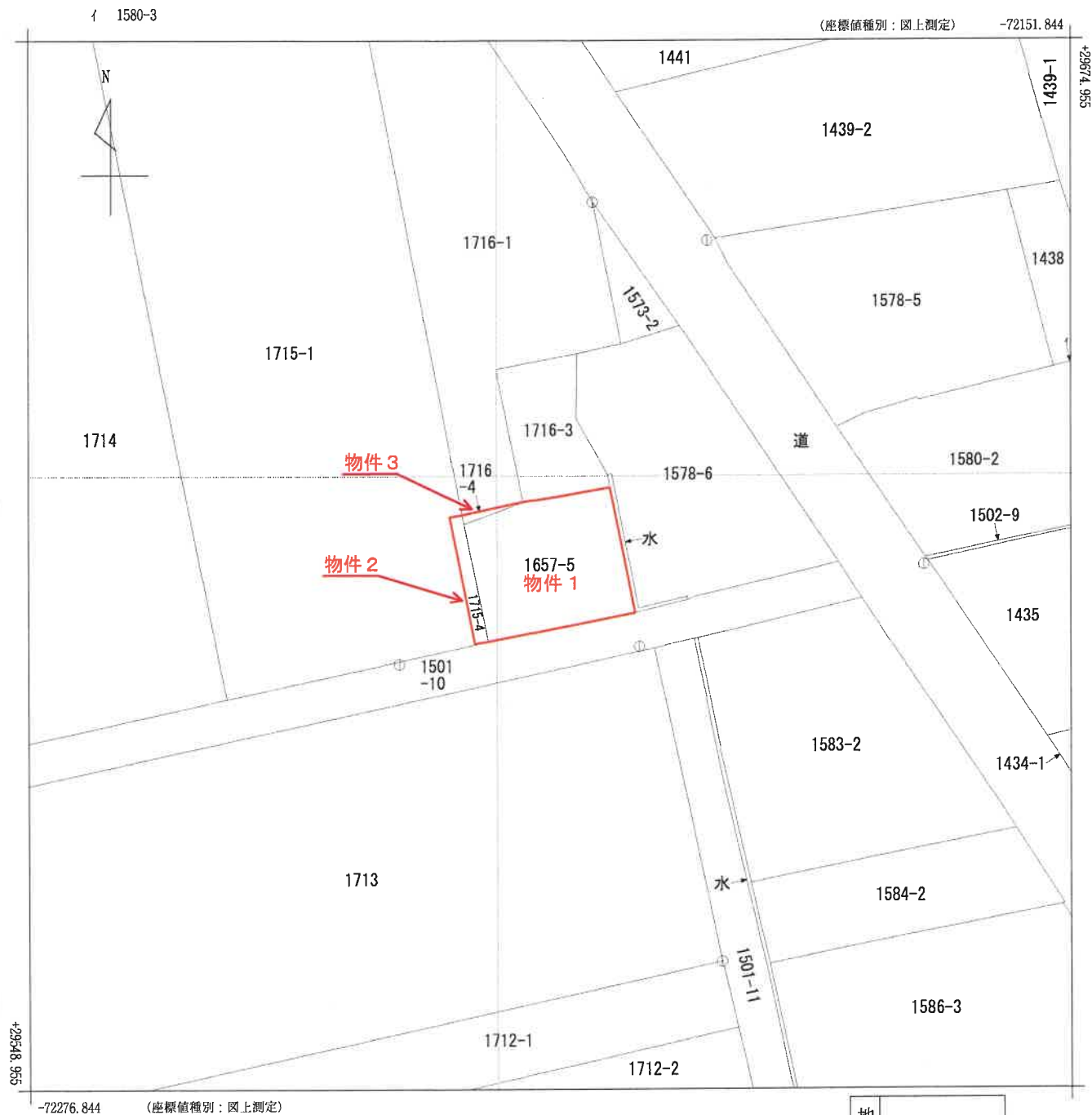
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 第14条地図写

以 上







地番区域見出
三日月町樋口

請 求 部 分	所 在	小城市三日月町樋口字五条				地 番	1657番5			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	II	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

A 3判をA 4判に縮小

第14条地図写